様式第3号（第8条関係）

番　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　印

出雲市地域療育事業利用不承認通知書

　　年　　月　　日申請のありました出雲市地域療育事業の利用について、

下記理由により不承認と決定しましたので、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 児童氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 理　　由 |  |

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。